

## (五) 職業紹介所長に於て身體の障碍に因り作業能力著しく劣れるものと認定したる者なること。

身體の障碍に因り作業能力の著しく劣つてゐる者で職業紹介所長の認定を受けたものではなくてはならぬ。此の認定は、當該本人が申請することになつてゐる。

以上の要件を充たす者を本令に於ては青少年と謂つてゐる。而して、本令に於ては、青少年たる男子を男子青少年青少年たる女子を女子青少年と謂ふことにしてゐる。

## 四

次に本令に依る雇入制限の態様であるが、原則として青少年の雇傭總動員數を定め之を超ゆる雇入を制限することとしてゐる。約言すれば定員制をとつてゐると謂つてよい。即ち、雇傭の場所毎に男子又は女子青少年の夫々の定員を定め、其の定員以下に雇傭員數が減じた場合に其の定員に満つた迄雇入れることを認めることとし、其の定員に満ちてゐる場合及定員を超えてゐる場合には雇入を禁止することとしてゐるのである。尤も、其の雇傭總動員の定員を超えてゐる場合に其の超過してゐる員數に相當するだけ其の雇傭してゐる者を雇傭することを命じてゐるのではない。

青少年の雇入については、男子青少年と女子青少年とで其の態様を異にしてゐる。即ち、男子青少年については、其の雇入は全般に亘つて制限して居り、雇入を爲し得る場合は法令の積極的に認めた場合のみとせられてゐるのであるが、女子青少年については、其の他になつてゐるとも謂ふべく、特に指定せられた業務に使用する爲に雇入する場合のみが其の制限を受けることになつて居り、一般には雇入制限は行はねこととしてゐるのである。而して此の指定業務としては、前掲の厚生省告示第二十九號を以て、差當り、料理店業、飲食店業、カフェー業、喫茶店業、貸席業

貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、娛樂場業、遊園地業、遊技場業、舞踏場業、劇場業、興行場業、映畫館業、演藝場業其の他に類するものに關する業務及藝妓酌婦其の他に類する業務を指定してゐるのであるから、此れらの業務に使用する場合の外は、女子青少年の雇入は何等の制限を受けてゐないのである。

男子青少年の雇入については、之に反し、曩に述べた本令の適用されない定員としての雇入及農林業、水産業、畜産業、養蠶業等に使用する爲の雇入の場合を除くの外、すべて本令に於て雇入のゆるされてゐる場合に非ざれば、之を爲し得ないことになつてゐるのである。

## 六

右に述べた定員としては、法令を以て直接定めてゐる法定定員ともいふべきものと、認可に依つて定めらるる認可定員ともいふべきものが存する。

法定定員は原則として、昭和十四年十二月三十一日(此の日を指定期日といふ事にする)現在に於て、各就業の場所に於て雇傭して居た男子又は女子青少年夫々の雇傭總動員(此の員數を基本員數といふ事にする)の百分の七十とせられてゐるのである。即ち、右の指定期日に於て男子青少年を十人雇傭して居た者は七人が其の定員となるのであつて三人以上退職した者がなければ、男子青少年を更に雇入れることが出來ぬことになるのである。此の基本員數中には男子青少年については、日々雇入る者及三十日未満の期間を定めて雇入る者の雇傭員數はかへないことになつて居るのである。併し乍ら、雇傭し居る者であるならば、現實に使用してゐない者であつても、其の員數は基本員數中に加はること勿論である。又、基本員數に對する百分の七十といふ計算をするにつき、一未満の端數を生じたときには、其の端數は一として計算することとしてゐる。即ち、基本員數が九人である場合には其の百分の七十は六・三人

であるが、其の〇・三人を一人として計算して七人の定員となるといふことである。従つて、基本員數が三人未満の場合には、定員は基本員數のまゝであることになるのである。

法定定員が基本員數に對する百分の七十に相當する員數とせられてゐる原則に對して例外が設けられてゐる。之は應召、入營者等のある場合であつて、雇傭する者の中に應召者、入營者等がある場合に、其の員數につき補充をゆるさぬことは酷であると考へられるので、應召者又は入營者のある場合には、其の員數を基本員數の百分の七十に相當する員數に加へた員數を定員とすることとしたのである。例へば、男子青少年の基本員數が十人の場合に原則は七人が法定定員であるが、應召者が五名あれば十二人が法定定員となるのである。其の應召又は入營者の員數とは、男子青少年を雇入れんとする日に於ける其の員數を謂ふのであるから、此の場合の定員は常に變動があるのである。即ち應召者が増せば、定員は増し、其の退營歸還等に依り定員は減するのである。即ち前記の例の場合には、應召者一人が歸還すれば定員は一人を減じて十一人になるわけである。

右の法定定員に依り支障を生ずる場合があり得る。此の場合には法定定員以上の定員を定めることを要するのであるが之は職業紹介所長の認可を受けしむることとした。即ち、青少年を雇傭し得べき總員數につき、職業紹介所長の認可を受けた場合には、其の員數に満つたる迄、青少年を雇入れ得ることとしてゐるのである。之は認可定員とも謂ふべきものであらう。此の認可は青少年を雇傭する場所毎に其の所在地の職業紹介所長に所定の様式にて申請することになつてゐる。

## 五

右の定員制に對する例外としては、三の場合が定められてゐる。第一は定員制そのものの除外である。即ち、厚生

大臣の指定する事業を營む者は、其の事業に使用すべき男子青少年の雇入につき、地方長官の認可を受け、其の認可の範圍内に於て自由に男子青少年を雇入れ得ることとせられてゐるのである。此の事業は、厚生省告示第二十八號を以て指定せられてゐるが、之は軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興、國民生活必需の確保に緊要なる所謂勞務動員產業を指定してゐるのであつて之等の諸產業に屬する事業に緊要なる勞務の需要は優先的に充足することを要するので、男子青少年の雇入についても、定員に依る制限の外に置いたのである。従つて此の地方長官の認可を受けた場所に於て雇傭する男子青少年については、定員の制限は受けないことになるのである。

第二は、外地、外國に在る場所に於て雇傭する爲に内地に於て男子青少年を雇入れんとする場合であつて右の地方長官の認可を受けたるものに非ざるもの及、外地、外國に於て上述指定業務に使用する爲、内地に於て女子青少年を雇入れんとする場合であつて、此の場合には定員の規定の適用はない事とし、其の内地に於ける雇入については、厚生大臣又は地方長官に其の雇入員數の認可を受けねばならぬ事としたのである。之は雇入員數の認可であるから、其の員數以上に雇入れることが出來ないことになるのである。一旦其の員數だけ雇入れた後に其の中退職者を生じても、更に之を補充する事は出來ないのである。

第三は、定員外の雇入法に認めた場合である。そは左の五の場合とせられてゐる。而して、女子青少年の雇入については其の最後の場合の外に之を認めることとせられてゐる。即ち、一乃至四の場合は男子青少年のみにつき定員外の雇入を認めたものであることを注意せねばならぬ。

### 一、日々男子青少年を雇入する場合

二、三十日未満の期間を定めて男子青少年を雇入する場合

右の二の場合は、臨時の雇傭である爲に、定員外に雇入ることを認めたのである。併し乍ら、之は雇入につい

てのみ定員外になし得ることを認めたのみに過ぎないのであるから、其の雇傭中は、其の員數は雇傭員數中に入るのであつて、其の員數と普通の雇傭員數との合計が定員に満たぬ場合でなければ、普通の雇入は出来ぬのであるから、注意せねばならぬ。尙、此の二の場合は臨時の雇傭であるの故を以て特例とせられてゐるのであるから、日々男子青少年を雇入れる場合についても、三十日を超えて其の男子青少年を引つき雇入る場合、三十日未満の期間を定めて男子青少年を雇入れる場合にも、最初に定めた期間を越えて雇傭する場合には、定員の範囲でない限り之はゆるされぬことになつてゐるのである。

三 事業の經營其の他の事由の爲特に必要ある場合に於て特定の男子青少年の雇入には職業紹介所長の認可を受けたる場合

之は、特定の男子青少年につき、雇傭の場所を特定して雇入れを爲し得るのであつて、其の雇傭の場所の所轄職業紹介所長の認可を受けることになつてゐる。之は定員の制限に依り特定の男子青少年の雇入れられた爲に事業の經營が不能となる等の特殊の事由のある場合に限らるゝ便法である。此の場合に定員外に雇入を爲し得るのであるが、其の雇入れた男子青少年も雇傭員數の中に通算して一般の雇入の場合に考へらるゝこと、一及二について述べたところと同様である。

四、工場事業場管理令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場又は事業場に於て同令に基き人員の増加を命ぜられたる場合

五、營業の譲渡其の他の事由に因り事業の承継ありたる場合に於て從前雇傭し居りたる男子青少年を引續き雇入る場合

## 七

本令に依る認可の申請については其の様式は夫々定められて居る。又、認可に際しては制限又は條件が附せられることになつてゐる。尙、定員の制限より除外せらるべき地方長官の認可は職業紹介所長の定員の認可の申請につき不正又は虚偽の事實ありと認めらるるときは、地方長官又は職業紹介所長は夫々其の認可を取消し又は認可員數の減少を爲すことを得ることになつて居り、又、常時五人以上の男子青少年又は女子青少年を雇傭する者には、原則として青少年雇傭名簿の作成及所定事項の記載を命ずる外、青少年の雇入に關し、厚生大臣、又は地方長官は監督上必要な命令を爲すことを得、厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長は、青少年雇入の關係人より青少年の雇入に關し報告を徵することを得、地方長官又は職業紹介所長は青少年の雇入に關し當該官吏をして青少年を雇入れたる者又は雇入れんとする者の工場、事業場、事務所、雇傭其の他の場所に臨検し、業務の状況又は帳簿事項を検査せしむることを得ることとせられてゐる。

尙、本令に對する違反については、國家總動員法第三十六條、第三十八條、第四十二條の罰則が夫々適用せらるゝのである。

## 附錄

## 青年學校關係法令件名錄（十四年一月以降十五年三月）

月 日	件	名	法 令 地 號
一・一四年	青年學校手帳ノ様式中改正	文告第一二號	
一・一七	兵役法及同法施行令等ノ改正ニ伴ヒ通牒中一部改正ノ件	文告第三號	發社五號地方長官宛社會教育局長通牒
一・二一	教科用圖書檢定規則中改正	文告第一九號	文告第二〇號
一・二二	近視眼豫防上検定出願教科用圖書ノ文字印刷等ニ關スル標準中改正	文告第二一號	發社二五號地方長官宛社會教育局長通牒
一・二二	青年學校教科用圖書檢定調查標準	文告第二一號	發建六〇號地方長官宛文部次官通牒
一・二二	青年學校教科用圖書定價標準	文告第二一號	發圖三號地方長官宛圖書社會教育兩局長通牒
三・六	青年學校ノ照明設備ニ關スル件	文告第一九號	文告第二〇號
三・八	青年學校教科用圖書ニ關スル件	文告第一九號	發社一〇四號地方長官宛社會教育兩局長通牒
三・九	兵役法中改正	文告第一九號	發社一〇三號地方長官宛社會教育局長通牒
三・二〇	青年學校教育義務制實施ニ關スル件	文告第一九號	法律第一號
三・二〇	青年學校教員養成費補助ニ關スル件	文告第一九號	法律第一號
三・二十四	青年學校教育費國庫補助法	法律第二二號	
三・二八	地方青年學校教職員費補助ニ關スル件	發社一一五號地方長官宛文部次官通牒	
三・二八	地方青年學校教育職員設置並ニ職員費補助ニ關スル件	發社一一四號地方長官宛社會教育局長通牒	
三・二九	地方學事通則中改正	法律第四〇號	
三・三一	文部省官制中改正	勅令第一〇五號	
三・三一	文部省內臨時職員設置制中改正	勅令第一〇六號	
三・三一	樺太公立青年學校官制	勅令第一二四號	
三・三一	從業者雇入制限令	勅令第一二七號	
三・三一	工場就業時間制限令	勅令第一二六號	
三・三一	學校技能者養成令	勅令第一三一號	
三・三一	工場事業場技能者養成令	厚令第三號	
四・四	工場事業場技能者養成令施行規則	文令第一七號	
四・四	工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者ノ養成ト青年學校教育トノ關係ニ關スル件	厚生省發職第二八號地方長官各鑛山監督局長 宛厚生・文部次官通牒	
四・一九	學校職員身體檢查規程	文令第一八號	
四・一九	學校醫職務規程中改正	七九五	

附錄 青年學校關係法令件名錄

七九六

四・一九	學校齒科醫職務規程中改正	文令第一九號
四・一九	工場就業時間制限令施行規則	厚令第七號
四・二六	學校身體檢查規程中改正	文令第二〇號
四・二六	青年學校令改正	文令第二四號
四・二六	青年學校令施行規則	勅令第二五四號
四・二六	關東青年學校官制	勅令第二三九號
四・二六	關東州公立學校官制中改正	勅令第二四〇號
四・二六	高等官官等俸給令中改正	勅令第二四五號
四・二六	關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル青年學校ニ關スル件中改正	勅令第二四三號
五・一	青年學校ノ義務課程ニ關スル件	文訓第一三號
五・一	要目制定(普通科ノ修身及公民科、普通學科)並ニ改正	發社一六〇號地方長官宛社會教育局長通牒
五・一	青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル	法律第八十七號
五・一	法律施行期日ノ件	文令第二五五號
五・一三	工場法施行規則中改正	勅令第三一三號
五・一三	鑛夫勞役扶助規則中改正	厚令第九號
五・一三	青年學校生徒等ノ教授及訓練ノ取扱ニ關スル件	勅令第八號
六・一	青年學校令第二十五條ノ規定ニ依ル指定ニ關スル件	文訓第一九〇號地方長官宛社會教育局長通牒
六・一	青年學校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項	陸令第二七號
六・一	兵役法施行規則中改正	文訓第一九號
六・二六	青年學校令改正	發社二一〇號地方長官宛社會教育局長通牒
六・二六	改正青年學校令ノ施行ニ關スル件	文告第三五九號
六・二六	青年學校令第十二條第七號ノ規定ニ依ル指定	文告第三五六號
六・二九	青年學校令施行規則第四條第一號ノ規定ニ依ル指定	文告第三六五號
六・二九	青年學校令施行規則第五條第一號ノ規定ニ依ル指定	臺灣總督府令第六號
七・一(官報)	臺灣青年學校規則	臺灣總督府令第六號
七・一八	工場事業場技能者養成令補助規則	厚令第二二號
八・一〇	青年學校學籍簿樣式改正	文告第三九二號
八・一二	地方社會教育職員中改正	勅令第五六〇號
八・一六	地方社會教育職員制ニ依ル職員ノ定員改正	文訓第二三號
八・二四	唱歌用歌詞樂曲採用ニ關スル件	文令第四號
八・二九	旅客及荷物運送規則中改正	發圖第一四三號
八・三一	青年學校學籍簿ノ樣式改正ノ件	鐵告第一五二號地方長官宛圖書局長通牒
八・三一	青年學校手帳樣式改正	文告第四〇三號地方長官宛社會教育局長通牒
九・一四	工場事業場技能者養成指針ニ關スル件	發社二五三號地方長官宛社會教育局長通牒
九・一八	工場事業場技能者養成指針ニ關斯ル件	厚訓第一四號

一〇・四 青年教育官ノ任用ニ關スル件

發社第三〇九號地方長官宛文部次官通牒

發社第三〇九號文部次官ヨリ内務次官宛

陸軍・文部省令第一號

一〇・七 昭和十三年陸軍文部省令第一號中改正

勅令第六九八號

一〇・一〇 北海道廳官制中改正

勅令第六九九號

地方官官制中改正

勅令第六九九號

一〇・二

小學校教員加俸及公立學校職員年功加俸支給ニ關スル件

發庶普三五號普通學務局長通牒

一一・二一

青年學校令施行規則第三十二條第一號指定改正

文告第四號

一二・二八

青年學校生徒ノ教授及訓練ノ取扱ニ關スル件

發社三九二號地方長官宛社會教育局長通牒

一・二一五年

青年學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ノ認定ニ關スル件

發社三四號地方長官宛社會教育局長通牒

二・一四

明治四十四年文訓第二號學事年報取調條項及諸表樣式中改正

文訓第一號

二・一五

明治四十二年文告第二五四號規定ノ改正

文告第七八號

一・三一

青年學校教員養成費補助ニ關スル件

發社二八號地方長官宛社會教育局長通牒

二・一五

私立青年學校設備費臨時補助交付ニ關スル件

發社八號地方長官宛社會教育局長通牒

二・二

地方教育職員費補助交付ノ件

發社二四號地方長官宛社會教育局長通牒

二・二

昭和十四年度青年學校生徒就學獎勵費補助交付ニ關スル件

發社二六號地方長官宛社會教育局長通牒

三・一八

青年學校教育費國庫補助法施行規則

文令第十一號

三・一八

昭和十四年度青年學校教員俸給費補助交付ニ關スル件

發社七五號地方長官宛社會教育局長通牒

終

